

諮問日：平成30年5月25日（平成30年度（情）諮問第3号）

答申日：平成30年10月19日（平成30年度（情）答申第11号）

件名：大阪高等裁判所の特定の裁判官の退職願の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、退官願（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が平成30年4月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人は、文書の写しの提出が困難ならば文書を読み上げて音声録音したもので可とする旨を記載したにもかかわらず、原判断は、重要事項を全て黒塗りにしており、文書を開示したことにならない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち不開示とした記載部分（以下「本件不開示部分」という。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号の不開示情報に相当する情報であり、同号ただし書イからハマまでに相当する事情も見当たらない。

なお、苦情申出人は、大阪高等裁判所において本件対象文書を読み上げてCD媒体に音声録音する方法により開示すべきである旨を主張するが、文書の開示実施方法については、閲覧又は謄写によることとなっており（取扱要綱記第

10の1), 苦情申出人が求める方法は定められていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月9日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会において本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、作成年月日、裁判官の署名及び押印並びに退官願の理由の記載部分であることが認められる。このような記載内容に照らせば、本件不開示部分は、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

なお、最高裁判所事務総長の上記説明のとおり、文書の開示実施方法については、閲覧又は謄写によることとなっており（取扱要綱記第10の1）、苦情申出人が求める方法は定められていない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

特定の裁判官の退職願，それが困難なら，大阪高裁により同文書を読み上げてC
D媒体に音声録音